

しんろ 進路コーナー (Vol.2)

今回は、『障害者手帳』について紹介します。

『障害者手帳』とは、障がいのある方が様々な支援を受けやすくするための制度です。

種類は「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3つです。

各種の福祉制度を受ける場合の大切な証明になります。

障がい者手帳

それぞれの手帳についての概要（自治体により、手帳の名称や区分の呼び方は異なります。）

名称	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
対象	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方 (高次脳機能障がいや発達障がいのある方)
区分	1～6級 (重度1級⇒軽度6級)	A(最重度・重度) B(中度・軽度)	1～3級 (重度1級⇒軽度3級)
	※必要とする支援の程度の基準に基づき、認定される。		
更新	概ね生涯認定	有期認定 ・必要に応じて再判定(手帳に記載してある期日・18歳以上は心と体の相談センター)	有効期間2年間 ・2年に1回手続きが必要
福祉 制度	各種手当、年金、医療制度、外出支援、日常生活の支援、公共交通機関の割引、公共料金等の優遇措置、保育料減額、税金の控除・減免、その他(公共施設の利用減免等)等 ※障がい区分ごとに原則、手帳が必要。但し、制度によっては手帳が必要ない場合もある。		

＜手帳をもつことのメリット＞

生活面

- ・税金の免除・控除や公共料金の割引がある。
- ・交通機関や公共施設での料金の割引がある。
- ・要件を満たせば障害年金の受給が可能になる。

就労面

- ・就労継続支援A型、B型等、福祉サービスの利用が可能になる。
- ・一般就労にあたり、障害者雇用枠での応募が可能になる。

(より働きやすい環境で仕事ができる。手厚いフォローをしてもらえる。)



*上記のことについて詳しく知りたい方は担任までお知らせください。